# 大雪山国立公園でのスノーモビル乗入れ規制監視結果について

(お知らせ)

平成 24 年 5 月 14 日 (月) 環境省 北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所 上士幌自然保護官事務所 東川自然保護官事務所

担当:佐藤一交

電話:0166-82-2527

自然公園法によりスノーモビル等の乗入れが規制されている大雪山国立公園におい て、平成23年度の監視業務の結果、以下のとおりスノーモビルによる違法と思われ る乗入れの形跡が確認されました。

平成24年2月~3月にかけて、環境省のグリーンワーカー事業による地上での監 視業務及びセスナ機による監視飛行を実施したところ、以下2地区においてスノーモ ビル乗入れの形跡が確認され、当該状況について警察当局へ情報提供を行いました。 大雪山国立公園の自然環境を守るためにも、引き続き関係機関と連携し、違法な乗

り入れの監視を強めていくべく、取り組んで参ります。

## 1. 違法乗り入れと思われる形跡について

## ①上川郡美瑛町 硫黄沼付近(特別保護地区)

日時:平成24年3月4日~5日

状況:セスナ機での監視飛行による写真記録の解析により、環境大臣の許可なく車馬の 乗入れを行ってはならないこととされている地区(乗入れ規制地域)及び特別保護 地区への侵入の形跡が認められた。

※自然公園法第20条第3項第17号(環境大臣が指定する区域内での車馬若しくは 動力船の使用)並びに自然公園法第21条第3号第10号(車馬若しくは動力船の使 用)の法令違反の可能性が高い。

# ②空知郡南富良野町 大麓山付近(第一種特別地域)

日時:平成24年3月11日

状況:地上監視員からの報告及びセスナ機での監視飛行による写真記録の解析により、 環境大臣の許可なく車馬の乗入れを行ってはならないこととされている地区(乗入 れ規制地域)への侵入の形跡が認められた。

※自然公園法第20条第3項第17号(環境大臣が指定する区域内での車馬若しくは 動力船の使用)の法令違反の可能性が高い。

## 2. 今後の対応

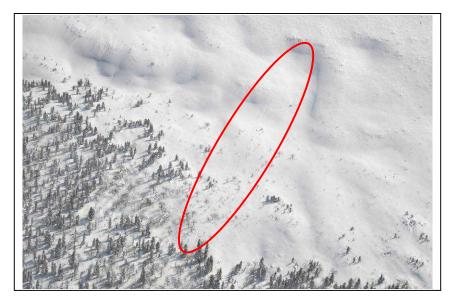
引き続き監視業務を継続することとし、また警察当局及び土地所有者ら関係行政機関と ともに監視体制の警戒を強め、自然公園法の周知に努めて参りたい。

## 3. 参考事項

- ■平成23年度の取り組み状況
  - 〇平成23年度大雪山国立公園等乗入れ規制地域内監視飛行業務 監視飛行、合計5回(1回あたり約0.8時間として合計約4時間)実施。 監視飛行中は、GPS・写真で飛行経路及び地上の状況、時刻の記録をとる。
  - 〇平成23年度大雪山上川地区スノーモビル監視等業務 (愛山渓、ペーパンダム、北見峠・清川)土日祝日、計14回実施。
  - 〇平成23年度大雪山東大雪地区(新得町)スノーモビル監視等業務 (サホロダム駐車場等)土日祝日、計9回実施。
  - 〇平成23年度大雪山東川・美瑛地区スノーモビル監視等業務 (幌倉沼、俵真布) 土日祝日、計6回実施。
  - 〇平成23年度大雪山富良野地区スノーモビル監視等業務 (ベベルイ原始ヶ原及び南富良野北落合)土日祝日、計6回実施。
  - 〇スノーモビル等乗り入れ規制普及啓発合同パトロール 平成24年2月26日(日)、大雪山国立公園周辺5箇所において23の関係機関、計 50名で実施した。

## ■グリーンワーカー事業とは

・地方環境事務所長等が行う国立公園及び国指定鳥獣保護区等の管理業務のうち、当該地域の自然や社会状況を熟知するものを雇用する等により、国立公園等の適正な保護及び利用の増進等、地域の自然環境の適正な保全管理を図るために実施するもの。国立公園等民間活用特定自然環境保全活動。野生生物の保護・保全業務や環境美化業務などを主要な業務とする。



美瑛町 硫黄沼周辺(特別保護地区 標高 1400m)



南富良野町 南から大麓山方向(標高 1000 m)



美瑛町 上俵真布上空 台地林道(標高 1000 m)



南富良野町 大麓山 (標高 1459m)

